新地町奨学資金のお知らせ

~令和8年度奨学生募集のご案内~

新地町では、令和8年度奨学生(令和8年4月より貸付開始)を募集します。町内に住所がある学生・生徒で、経済的な理由で修学が困難な方に、奨学資金を貸し付けしていますのでご利用ください。

○ 新地町奨学資金の概要

奨学資金の額	大学(短期大学を含む)以上の在学者	月額 30,000円
	高等専門学校および修業年限2年以上の 専修学校在学者	月額 20,000円
	高等学校在学者	月額 15,000円
貸与期間	在学する学校の正規の修業期間	
利子	無利子貸与	
送金方法	原則として毎月15日までに本人名義の指定口座へ送金します。	
返還方法	貸付を受けた月数の3倍の期間内での月賦返還となります。 返還は、卒業(貸付終了)後6カ月を経過した月から開始となります。 ただし、上級学校へ進学した場合は、申請により返還を猶予することができます。	

〇 申請方法

下記の書類を新地町教育委員会(教育総務課)へ提出してください(各1部)

- 1. 奨学資金貸付願書(連帯保証人署名欄に印鑑証明書の印鑑を押印)
- 2. 履歴書
- 3. 在学証明書(既に在学中の方)または、合格通知書の写し(4月入学予定の方)
- 4. 住民票(本人の住民票抄本)
- 5. 連帯保証人の印鑑証明書および納税証明書(滞納なし証明書) ※1および2については、教育総務課に用紙があります。なお、町ホームページ および町教育委員会ホームページからも申請様式をダウンロードできます。

〇 申込期限

第1次:令和7年12月19日(金) 最終:令和8年3月19日(木)

〇 注意事項

- ・国、県または他の団体から同種類の奨学資金の貸付けを受けている場合は、町奨学金の貸付を受けることが出来ません。
- ・申込みの際は、2人の連帯保証人(1人は本人の父母等、他の1人は町内に住所 を有し独立の生計を営む方で、共に奨学資金返済の責を負い得る方)が必要となり ます。
- ・貸付内定後に「誓約書・健康診断書・口座振込依頼書」の書類(用紙は教育総務課から郵送されます)と「振込口座通帳の写し」の提出が必要になります

○ 新地町奨学金返還支援事業

・<u>町奨学資金返還にあたり、新地町に定住し、就労している方については、返還金相</u> 当額(年間18万円を限度)を助成する制度があります。

○ 申し込み・問い合わせ

〒979-2792 新地町谷地小屋字樋掛田30番地 (新地町役場3階) 新地町教育委員会 教育総務課 電話0244-62-4477